

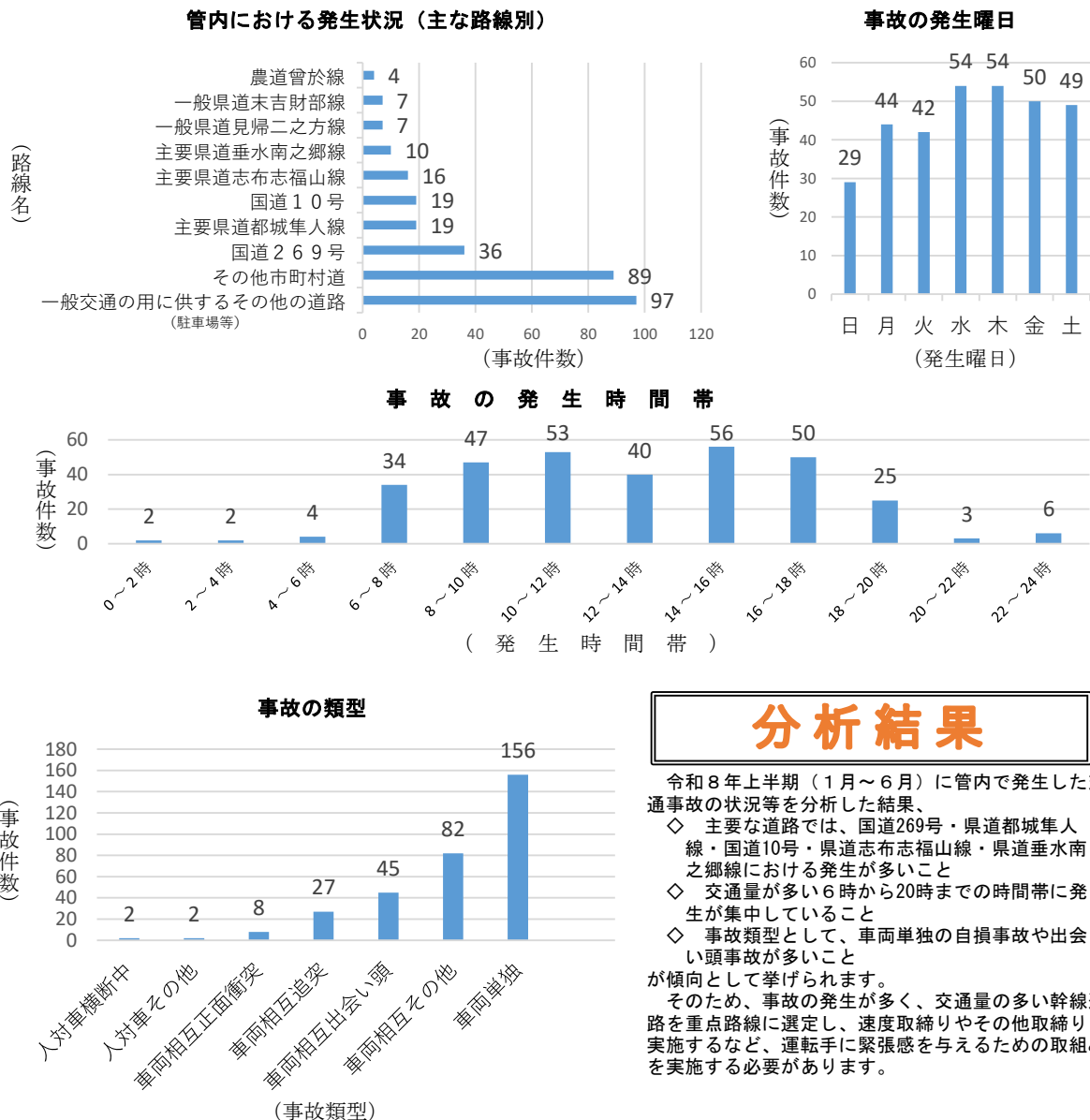
速度取締り指針

令和8年7月
曾於警察署

1 曾於警察署管内の速度取締り重点路線

重点路線	規制速度	重点区間	重点時間帯
国道10号	60km/h・50km/h	大隅町坂元～末吉町深川	07:00～19:00
国道269号	50km/h・40km/h	大隅町月野～末吉町南之郷	
主要県道都城隼人線	50km/h・40km/h	財部町全域	
主要県道志布志福山線	50km/h・40km/h	大隅町坂元～大隅町月野	
主要県道垂水南之郷線	50km/h・40km/h	大隅町岩川～末吉町南之郷	

2 曾於警察署管内における交通事故（人身事故＋物件事故）の発生状況（1月～6月）



- 重点路線以外の場所・時間帯においても、事故の発生状況や取締り要望等に応じて取締りを実施します。
- 重点路線では、速度取締りのほか、重大事故に直結する飲酒運転、歩行者妨害、信号無視及び一時停止違反等を中心に取締りを実施します。
- その他にも、運転手や同乗する子どもの命を守るため、シートベルトやチャイルドシートの使用（着用）や自転車運転者に対する交通指導取締りを強化します。